

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月五日

広島県人事委員会

委員長 舟木孝和

広島県人事委員会規則第四号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(医療職〔〕の適用範囲)	
第六条 (略)	
一・二・三 (略)	
四 栄養管理若しくは栄養指導業務又は食品衛生監視業務に従事する栄養士及び管理栄養士	
五 医療技術業務に従事する診療放射線技師、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士その他の人事委員会の定めるもの	
六 職員の衛生管理業務に従事する診療エツクス線技師	

附 則

この人事委員会規則は、令和八年四月一日から施行する。